

第6章 調査計画書についての知事の意見

「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

環 政 第 5 5 2 号

令 和 7 年 1 月 1 0 日

東埼玉資源環境組合

管理者 福田 晃 様

埼玉県知事 大 野 元 裕

(公印省略)

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価
調査計画書について (通知)

埼玉県環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づき、標記調査計画書について別紙
のとおり意見を述べます。

意見書

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 国の排出削減目標（NDC）や、県、越谷市の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。
- (2) 更新する設備や機器については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 公害防止に関する計画で定める環境保全管理値については、新設の場合に適用される各法令の基準値を基に設定すること。
- (4) 計画地周辺には、福祉施設や公共施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。
また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。
- (5) 排水設備について、近年の気象災害事例を踏まえ、関係機関と協議し、更新時における必要な対策を検討すること。
- (6) 隣接施設等への熱供給のみならず、地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するよう、更なる耐震対策や浸水対策を検討すること。
- (7) 焼却灰等の施設の稼働に伴う廃棄物について、更なる再資源化に努めること。
- (8) 計画地周辺には複数の専用水道（深井戸）があることから、計画地の一部において地盤改良工事を実施する際は、井水利用に影響が生じないように十分に配慮すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

第一工場ごみ処理施設建設時に環境影響評価が実施されていることから、既存資料調査時に当該環境影響評価書やその他関連資料を参考にした上で、調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 悪臭

計画地内に堆肥化施設があることから、当該施設から生じる臭気を考慮する必要がある。

計画地内での過去の測定結果等を踏まえ、その予測及び評価結果の精度の向上を図ること。

(3) 動物

ア 保全すべき動物種について、国内移入種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。

イ 人工構造物に猛禽類が営巣する事例があることから、猛禽類の調査にあたり、外部から視認しにくい施設内部での営巣が疑われる場合には、施設職員協議し必要な調査を行うこと。

ウ 猛禽類の調査については、1 営巣期の調査結果を踏まえ、追加調査の必要性を検討し、その検討結果を明示すること。また、採餌環境の変化についても検討するため、猛禽類の餌となる鳥類を対象とした調査を実施すること。

(4) 廃棄物等

プラント設備更新（本事業の実施）に伴い、既存設備が廃棄物として相当量発生することから、工事中の廃棄物等について予測及び評価を行うこと。

(5) 温室効果ガス等

ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。

イ 余熱利用（熱供給及び発電）に伴う温室効果ガスの削減量についても算定し、予測及び評価を行うこと。

3 環境保全措置について

(1) 動物

工事期間中に猛禽類（ハヤブサ・チョウゲンボウ等）の営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

4 事後調査について

(1) 事後調査について

工事期間が約11年間と長期に渡ることから、予測及び評価結果を踏まえた上で、事後調査の必要性や調査期間・頻度等について明示すること。